

# 島根県医師会役員等の退職慰労金に関する規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、本会役員への退職慰労金の支給基準並びに代議員会の議長及び副議長への退職慰労金の支給基準に関し必要な事項を定め、その適切なる運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における役員とは、定款第28条第1項に規定する理事及び監事をいう。

## 第2章 退職慰労金

(支給の範囲)

第3条 本規程により退職慰労金の支給を受ける者は、役員及び代議員会の議長、副議長とする。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、次の各号に該当する者に対して支給する。

- (1) 任期を満了した者
- (2) 任期中死亡した者
- (3) 辞任届を提出し受理された者

2 前項第1号に該当する者でも、引き続き第2条に定める役員及び代議員会の議長、副議長のいずれかについていた場合には、最終任期満了の時に一括して支給するものとする。

(退職慰労金支給額)

第5条 支給額は、別表に定める定額に在任年数を乗じて計算する。ただし、在任年数の計算にあたって6箇月以上の端数を生じた場合には、これを1年として算入する。

## 第3章 雑 則

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

## 附 則

(施行期日)

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(退職慰労金に関する経過措置)

2 本規程施行の際、第3条に定める役職に在る者については、第5条の在任年数計算にあたって、本規程施行前に第3条に定める役職に在った年数をも算入するものとする。

別 表

会 長	50,000円
副 会 長	30,000円
常任理事	25,000円
理 事	20,000円
監 事	15,000円
代議員会議長	20,000円
代議員会副議長	15,000円